

オリックス株式会社「(仮称)大藤風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告
について

令和元年12月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大藤風力発電事業環境影響評価方法書について、オリックス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：高知県四万十市及び四万十町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大147,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	2月14日
環境大臣意見受理	平成31年	4月26日
経済産業大臣意見発出	令和元年	5月9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	6月18日
住民意見の概要等受理	令和元年	8月19日
高知県知事意見受理	令和元年	11月18日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	12月4日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

オリックス株式会社「(仮称)大藤風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域は、一級河川の四万十川流域であり、工事中及び風力発電施設設置後における、水質・水量の変化などの水環境への影響が懸念される。このため、河川や沢筋の調査については、支川だけでなく本川等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、水環境への影響を回避又は低減すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやハチクマの渡り等が確認されているほか、クマタカが生息している可能性がある。また、国指定の特別天然記念物であるコウノトリやオオサンショウウオ、国指定の天然記念物のヤマネ、県指定の天然記念物であり県鳥でもあるヤイロチョウの営巣地も確認されている。
風力発電施設の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は極力低減すること。
3. 対象事業実施区域の西部において、特定植物群落である市ノ又の暖温帯林が近接していることから、工事の実施や風力発電施設の配置の検討に当たっては、当該温帯林への影響について適切に調査し、その影響を回避又は低減すること。
4. 重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(高知県知事からの意見書の写しを添付)